令和5年第1回定例会

議案参考資料

令和5年2月15日

議案参考資料目次

議案第1号	埼玉県後期高齢者医療広域連合個人情報保護法施行条例の制定
	について1
議案第2号	埼玉県後期高齢者医療広域連合議会の個人情報の保護に関する
	条例の制定について
議案第3号	埼玉県後期高齢者医療広域連合情報公開・個人情報保護審査会条
	例の制定について
議案第4号	埼玉県後期高齢者医療広域連合情報公開条例の一部を改正する
	条例の制定について
議案第5号	埼玉県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例の
	一部を改正する条例の制定について
議案第6号	令和4年度埼玉県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療事業
	特別会計補正予算(第2号)別冊
議案第7号	令和5年度埼玉県後期高齢者医療広域連合一般会計予算別冊
議案第8号	令和5年度埼玉県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療事業特
	別会計予算

議案第1号参考資料

件	名	埼玉県後期高齢者医療広域連合個人情報保護法施行条例の制 定について
根拠法	令等	個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第57号)

【趣旨】

個人情報の保護に関する法律(以下、法)が一部改正となり、令和5年度からは個人情報の取り扱い等について、当広域連合を含むすべての地方公共団体が法の適用を受けることとなった。

そのため、現在の埼玉県後期高齢者医療広域連合個人情報保護条例(以下、個人情報保護条例)を廃止し、法の施行に必要な事項を定める条例として、埼玉県後期高齢者医療広域連合個人情報保護法施行条例(以下、法施行条例)を新たに制定するもの。

【内容】

主な制定内容は次のとおりである。

第3条(登録簿)

現行の個人情報保護条例で定めた「個人情報ファイル簿」を「登録簿」とし、法改正後においても引き続き運用するため規定するもの。

第5条 (開示請求に係る手数料)

開示請求に係る手数料については無料とし、写しの作成及び送付に要する費用については規則で定める旨を規定するもの。なお、規則では写しの作成及び送付に要する費用は、現行制度と同様に開示請求者に実費の負担を求める旨を規定する予定。

第9条(審査会への諮問)

法施行条例の規定を改正し、又は廃止しようとする場合等において、 埼玉県後期高齢者医療広域連合情報公開・個人情報保護審査会へ諮問 する旨を規定するもの。

附則第2条(旧条例の廃止)

法が地方公共団体に適用されることから、個人情報保護条例を廃止するもの。

施	行	日	令和5年4月1日
---	---	---	----------

件名	埼玉県後期高齢者医療広域連合議会の個人情報の保護に関す る条例の制定について
根拠法令等	個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第57号)

【趣旨】

個人情報の保護に関する法律(以下、法)が一部改正となり、令和5年度からは個人情報の取扱い等について、当広域連合を含むすべての地方公共団体が 法の適用を受けることとなった。

しかし、議会は法の対象となる地方公共団体の機関の定義から除外されるため、埼玉県後期高齢者医療広域連合議会における個人情報の適正な取扱い等に関し必要な事項を定めるべく、埼玉県後期高齢者医療広域連合議会の個人情報の保護に関する条例を新たに制定するもの。

【内容】

主な制定内容は次のとおりである。

第1条(目的)

議会における個人情報の適正な取扱いに関し必要な事項を定めるとともに、議会における個人情報保護制度に関する事務の適正かつ円滑な運営を図りつつ、個人の権利利益を保護することを目的とする旨を規定するもの。

第31条 (開示請求の手数料)

埼玉県後期高齢者医療広域連合個人情報保護法施行条例と同様に、開示請求に係る手数料については無料とし、写しの作成及び送付に要する費用については、議長が定める旨を規定するもの。なお、議長が定める規程では、写しの作成及び送付に要する費用は、現行制度と同様に開示請求者に実費の負担を求める旨を規定する予定。

第46条(審査会への諮問)

開示決定等、訂正決定等、利用停止決定等又は開示請求、訂正請求若 しくは利用停止請求に係る不作為について審査請求があったときは、 埼玉県後期高齢者医療広域連合情報公開・個人情報保護審査会(以下、 審査会)へ諮問する旨を規定するもの。

第51条(個人情報の適正な取扱いの確保)

個人情報の適正な取扱いを確保するため専門的な知見に基づく意見を聴くことが特に必要であると認めるときは、審査会に諮問することができる旨を規定するもの。

施 行 日

令和5年4月1日

件名	埼玉県後期高齢者医療広域連合情報公開・個人情報保護審査会 条例の制定について
	個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第57号)
根拠法令等	埼玉県後期高齢者医療広域連合個人情報保護法施行条例(令和
	5年広域連合条例第 号)

【 趣 旨 】

個人情報の保護に関する法律(以下、法)が改正され、現行の埼玉県後期高齢者医療広域連合個人情報保護条例が廃止されることに伴い、廃止される埼玉県後期高齢者医療広域連合個人情報保護審査会(以下、旧個人情報保護審査会)に代わる審査会の設置が必要となった。

このことから、現在設置している埼玉県後期高齢者医療広域連合情報公開審査会及び個人情報保護審査会の目的と機能を整理し、新たに埼玉県後期高齢者医療広域連合情報公開・個人情報保護審査会として統合すべく、埼玉県後期高齢者医療広域連合情報公開・個人情報保護審査会条例を制定するもの。

【内容】

主な制定内容は次のとおりである。

第1条(趣旨)

審査会の設置、組織、調査審議の手続等について定めることを規定するもの。

第4条(所掌事項)

調査審議する事項を規定するもの。

- (1) 埼玉県後期高齢者医療広域連合情報公開条例に基づく開示決定等又は開示請求に係る不作為についての審査請求に関する事項
- (2) 法に基づく開示決定等又は開示請求、訂正請求若しくは利用停止請求に係る不作為についての審査請求に関する事項
- (3) 埼玉県後期高齢者医療広域連合個人情報保護法施行条例で規 定する個人情報の適正な取扱いの確保に関する事項
- (4) 議会の個人情報の保護に関する条例に基づく開示決定等又は 開示請求、訂正請求若しくは利用停止請求に係る不作為に係る審 査請求に関する事項
- (5) 議会の個人情報の保護に関する条例で規定する個人情報の適 正な取扱いの確保に関する事項

附則第2条(経過措置)

施行日前に諮問された旧個人情報保護審査会及び旧情報公開審査会による調査審議は従前の例によることとする等を規定するもの。

施行日

令和5年4月1日

議案第4号参考資料

件名	埼玉県後期高齢者医療広域連合情報公開条例の一部を改正す る条例の制定について
根拠法令等	個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第57号) 埼玉県後期高齢者医療広域連合個人情報保護法施行条例(令和 5年広域連合条例第 号) 埼玉県後期高齢者医療広域連合情報公開・個人情報保護審査会 条例(令和5年広域連合条例第 号)

【趣旨】

個人情報の保護に関する法律(以下、法)の改正に伴い、保有個人情報の開示請求を含む取扱い等について地方公共団体に法が適用されることから、所要の規定を整備するほか、埼玉県後期高齢者医療広域連合情報公開審査会が埼玉県後期高齢者医療広域連合情報公開・個人情報保護審査会に統合されることに伴い、埼玉県後期高齢者医療広域連合情報公開条例の一部を改正するもの。

【内容】

主な改正内容は次のとおりである。

第7条(公文書の開示義務)の改正

公文書の開示請求に係る不開示情報について、法で定める保有個人情報の開示請求に係る不開示情報の定義と整合性を図るため改正するもの。

第12条(開示決定等の期限)の改正

情報公開の開示決定等の日数について、法で定める保有個人情報の開示決定等の日数に合わせるため改正するもの。

第4章(情報公開審査会)の削除

埼玉県後期高齢者医療広域連合情報公開・個人情報保護審査会の設置 に伴い、埼玉県後期高齢者医療広域連合情報公開審査会についての規 定を削除するもの。

施 行 日 令和5年4月1日

埼玉県後期高齢者医療広域連合情報公開条例新旧対照表

新	田
目次	目次
(削)()	第4章 情報公開審査会 (第22条一第31条)
第4章 雑則 (第22条—第25条)	第5章 雑則 (第32条—第35条)
(公文書の開示義務)	(公文書の開示義務)
第7条 (略)	第7条 (略)
(1) (略)	(1) (略)
(2) (略)	(2) (略)
ト・イ (器)	ア・イ (略)
ウ 当該個人が公務員等(国家公務員法(昭和22年法律第	ウ 当該個人が公務員等(国家公務員法(昭和22年法律第
120号)第2条第1項に規定する国家公務員(独立行政	120号)第2条第1項に規定する国家公務員(独立行政
法人通則法(平成11年法律第103号) <u>第2条第4項</u> に	法人通則法(平成11年法律第103号) <u>第2条第2項</u> に
規定する <u>行政執行法人</u> の役員及び職員を除く。)、 <u>独立行</u>	規定する <u>特定独立行政法人</u> の役員及び職員を除く。)、 <u>独</u>
政法人等の役員及び職員、地方公務員法(昭和25年法律	立行政法人等(独立行政法人等の保有する情報の公開に関

兼	田
第261号)第2条に規定する地方公務員並びに <u>地方独立</u>	する法律(平成13年法律第140号)第2条第1項に規
<u>行政法人</u> の役員及び職員をいう。) である場合において、	定する独立行政法人等をいう。以下同じ。)の役員及び職
当該情報がその職務の遂行に係る情報であるときは、当該	員、地方公務員法(昭和25年法律第261号)第2条に
情報のうち、当該公務員等の職及び当該職務の遂行の内容	規定する地方公務員並びに地方独立行政法人(地方独立行
に係る部分	政法人法(平成15年法律第118号)第2条第1項 区規
	定する地方独立行政法人をいう。以下同じ。)の役員及び
	職員をいう。)である場合において、当該情報がその職務
	の遂行に係る情報であるときは、当該情報のうち、当該公
	務員等の職及び当該職務の遂行の内容に係る部分
(3) (B)	(3) (路)
ア (略)	ア (略)
イ 実施機関の要請を受けて、公にしないとの条件で任意に	イ 実施機関の要請を受けて、公にしないとの条件で任意に
提供されたものであって、法人等又は個人における通例と	提供されたものであって、法人等又は個人における通例と
して公にしないこととされているものその他の当該条件を	して公にしないこととされているものその他の当該条件を
付することが当該情報の性質、当時の状況等に照らして合	付することが当該情報の性質、当時の状況等に照らして合

养	田
理的であると認められるもの	理的であるもの
(4) 公にすることにより、人の生命、健康、生活又は財産	(4) 公にすることにより、人の生命、身体若しくは財産の
を害するおそれがある情報	保護又は犯罪の予防、犯罪の捜査その他公共の安全と秩序の
	維持に支障が生ずるおそれがある情報
(5) 実施機関並びに国、独立行政法人等、他の地方公共団	(5) 広域連合の機関並びに国、独立行政法人等、他の地方
体及び地方独立行政法人の内部又は相互間における審議、検	公共団体及び地方独立行政法人の内部又は相互間における審
討又は協議に関する情報であって、公にすることにより、率	議、検討又は協議に関する情報であって、公にすることによ
直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれ	9、率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損
るおそれ、不当に住民の間に混乱を生じさせるおそれ又は特	なわれるおそれ、不当に住民の間に混乱を生じさせるおそれ
定の者に不当に利益を与え、若しくは不利益を及ぼすおそれ	又は特定の者に不当に利益を与え、若しくは不利益を及ぼす
があるもの	おそれがあるもの
(6) 実施機関又は国、独立行政法人等、他の地方公共団体	(6) 広域連合の機関又は国、独立行政法人等、他の地方公
若しくは地方独立行政法人が行う事務又は事業に関する情報	共団体若しくは地方独立行政法人が行う事務又は事業に関す
であって、公にすることにより、次に掲げるおそれその他当	る情報であって、公にすることにより、次に掲げるおそれそ
該事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適正な遂行に	の他当該事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適正な

兼	田
支障を及ぼすおそれがあるもの	遂行に支障を及ぼすおそれがあるもの
ア 公にすることにより、国の安全が害されるおそれ、他国	
若しくは国際機関との信頼関係が損なわれるおそれ又は他	
国若しくは国際機関との交渉上不利益を被るおそれ	
<u>イ</u> 公にすることにより、犯罪の予防、鎮圧又は捜査その他	
の公共の安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれ	
ウ~キ (略)	(番) 十~八
(開示決定等の期限)	(開示決定等の期限)
第12条 前条第1項又は第2項の決定(以下「開示決定等」	第12条 前条第1項又は第2項の決定(以下「開示決定等」
という。)は、開示請求があった日から30日以内にしなけ	という。)は、開示請求があった日から15日以内にしなけ
ればならない。ただし、第6条第2項の規定により補正を求	ればならない。ただし、第6条第2項の規定により補正を求
めた場合にあっては、当該補正に要した日数は、当該期間に	めた場合にあっては、当該補正に要した日数は、当該期間に
算入しない。	算入しない。
2 実施機関は、やむを得ない理由により、前項に規定する期	2 実施機関は、やむを得ない理由により、前項に規定する期

兼	田
間内に開示決定等をすることができないときは、開示請求が	間内に開示決定等をすることができないときは、開示請求が
あった日から60日を限度としてその期間を延長することが	あった日から45日を限度としてその期間を延長することが
できる。この場合において、実施機関は、開示請求者に対	できる。この場合において、実施機関は、開示請求者に対
し、速やかに延長後の期間及び延長の理由を書面により通知	し、速やかに延長後の期間及び延長の理由を書面により通知
しなければならない。	しなければならない。
3 開示請求に係る公文書が著しく大量であるため、開示請求	3 開示請求に係る公文書が著しく大量であるため、開示請求
があった日から60日以内にそのすべてについて開示決定等	があった日から45日以内にそのすべてについて開示決定等
をすることにより事務の遂行に著しい支障が生ずるおそれが	をすることにより事務の遂行に著しい支障が生ずるおそれが
ある場合には、前2項の規定にかかわらず、実施機関は、開	ある場合には、前2項の規定にかかわらず、実施機関は、開
示請求に係る公文書のうちの相当の部分につき当該期間内に	示請求に係る公文書のうちの相当の部分につき当該期間内に
開示決定等をし、残りの公文書については相当の期間内に開	開示決定等をし、残りの公文書については相当の期間内に開
示決定等をすれば足りる。この場合において、実施機関は、	示決定等をすれば足りる。この場合において、実施機関は、
第1項に規定する期間内に、開示請求者に対し、次に掲げる	第1項に規定する期間内に、開示請求者に対し、次に掲げる
事項を書面により通知しなければならない。	事項を書面により通知しなければならない。
(1)・(2) (略)	(1)・(2) (略)

新	田
(削)()	第4章 情報公開審査会
	(審査会の設置)
(削除)	第22条 第19条に規定する諮問に応じて審査するため、培
	玉県後期高齢者医療広域連合情報公開審査会(以下「審査
	会」という。)を置く。
	2 審査会は、前項の規定による審議を通じて必要があると認
	めるときは、情報公開に関する事項について、実施機関に意
	見を述べることができる。
	3 審査会は、優れた識見を有する者のうちから広域連合長が
	委嘱する委員 5 人以内をもって組織する。
	4 委員の任期は2年とし、補欠委員の任期は前任者の残任期
	間とする。ただし、再任を妨げない。
	5 委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その
	職を退いた後も、同様とする。

新	皿
	(審査会の会長及び副会長)
(削條)	第23条 審査会に会長及び副会長を置く。
	2 会長及び副会長は、委員が互選する。
	3 会長は、審査会を代表し、会務を総理する。
	4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その
	職務を代理する。
	(審査会の会議)
(削條)	第24条 審査会の会議は、会長が招集する。
	2 審査会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開くこ
	とができない。
	3 会議の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数の
	ときは、会長の決するところによる。
	(審査会の調査権限)

新	皿
(削除)	第25条 審査会は、必要があると認めるときは、諮問実施機
	関に対し、審査請求のあった開示決定等に係る公文書の提示
	を求めることができる。この場合においては、何人も、審査
	会に対し、その提示された公文書の開示を求めることができ
	ない。
	2 諮問実施機関は、審査会から前項前段の規定による求めが
	あったときは、これを拒んではならない。
	3 審査会は必要があると認めるときは、諮問実施機関に対
	し、審査請求のあった開示決定等に係る公文書に記録されて
	いる情報の内容を審査会の指定する方法により分類又は整理
	した資料を作成し、審査会に提出するよう求めることができ
	2%
	4 第1項及び前項に定めるもののほか、審査会は、審査請求
	に係る事件に関し、審査請求人、参加人又は諮問実施機関
	(以下「審査請求人等」という。) から意見若しくは説明を

新	H
	聴き、又はその他必要な調査をすることができる。
	(意見の陳述)
(削)	第26条 審査会は、審査請求人等から申立てがあったとき
	は、当該審査請求人等に口頭で意見を述べる機会を与えなけ
	ればならない。ただし、審査会が、その必要がないと認める
	ときは、この限りではない。
	2 前項の場合においては、審査請求人又は参加人は、審査会
	の許可を得て、補佐人とともに出頭することができる。
	(意見書等の提出)
(削除)	第27条 審査請求人等は、審査会に対し、意見書又は資料を
	提出することができる。ただし、審査会が意見書又は資料を
	提出すべき相当の期間を定めたときは、その期間内にこれを
	提出しなければならない。

新	田
	(提出資料の閲覧)
(削)	第28条 審査請求人等は、審査会に対し、審査会に提出され
	た意見書又は資料の閲覧を求めることができる。この場合に
	おいて、審査会は、第三者の利益を害するおそれがあると認
	めるとき、その他正当な理由があるときでなければ、その閲
	覧を拒むことはできない。
	2 審査会は、前項の規定による閲覧について、日時及び場所
	を指定することができる。
	(調査審議手続の非公開)
(削除)	第29条 審査会の行う調査審議の手続は、公開しない。
	(審査請求の制限)
(削除)	第30条 この条例の規定により審査会又は委員がした審査請
	求に係る事件に関する処分については、審査請求をすること

	ができない。
	(答申書の送付等)
(削條) 第	第31条 審査会は、審査請求に係る事件に関して諮問に対す
	る答申をしたときは、答申書の写しを審査請求人及び参加人
	に送付するとともに、答申の内容を公表するものとする。
第4章 雑則	第5章 雑則
(文書管理)	(文書管理)
第22条 (略)	第32条 (略)
(実施状況の公表)	(実施状況の公表)
第23条 (略)	第33条 (略)
(情報提供に関する施策の充実)	(情報提供に関する施策の充実)

兼	田
第24条 (略)	第34条 (略)
(委任)	(委任)
第25条 (略)	第35条 (略)

議案第5号参考資料

件名	埼玉県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する 条例の一部を改正する条例の制定について
根拠法令等	高齢者の医療の確保に関する法律(昭和57年法律第80号)

【趣旨】

令和5年度以降の保険料に関し、所得の少ない被保険者に対する被保 険者均等割額に係る軽減判定の所得基準を引き上げるため、条例の一部 を改正するもの。

【内容】

(1) 保険料の被保険者均等割額に係る軽減判定基準の変更

令和5年度以降の保険料の軽減対象となる所得基準額を算出するための被保険者の数に乗じる金額を、5割軽減については28万5千円から29万円に、2割軽減については52万円から53万5千円に引き上げる。

(2) 経過措置

改正後の条例の規定は、令和5年度以後の年度分の保険料について 適用し、令和4年度分までの保険料については、なお従前の例による。

施行日	令和5年4月1日		
【その他参考事項】			

埼玉県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例新旧対照表

兼	田
(所得の少ない者に係る保険料の減額)	(所得の少ない者に係る保険料の減額)
第14条 所得の少ない被保険者に対して課する被保険者均等割額は、	第14条 所得の少ない被保険者に対して課する被保険者均等割額は、
当該被保険者に係る被保険者均等割額から次の各号に掲げる被保険者	当該被保険者に係る被保険者均等割額から次の各号に掲げる被保険者
の区分に応じ、当該被保険者に係る被保険者均等割額から当該各号に	の区分に応じ、当該被保険者に係る被保険者均等割額から当該各号に
定める額を控除して得た額とする。	定める額を控除して得た額とする。
(1) (略)	(1) (略)
(2) 当該年度の賦課期日において、前号の規定による減額がされな	(2) 当該年度の賦課期日において、前号の規定による減額がされな
い被保険者、その属する世帯の世帯主及びその属する世帯の他の世	い被保険者、その属する世帯の世帯主及びその属する世帯の他の世
帯員である被保険者につき算定した地方税法第314条の2第1項	帯員である被保険者につき算定した地方税法第314条の2第1項
に規定する総所得金額及び山林所得金額並びに他の所得と区分して	に規定する総所得金額及び山林所得金額並びに他の所得と区分して
計算される所得の金額の合計額の当該世帯における合算額が同条第	計算される所得の金額の合計額の当該世帯における合算額が同条第
2項第1号に定める金額(被保険者等のうち給与所得者等の数が2	2項第1号に定める金額(被保険者等のうち給与所得者等の数が2
以上の場合にあっては、同号に定める金額に当該給与所得者等の数	以上の場合にあっては、同号に定める金額に当該給与所得者等の数
から1を減じた数に10万円を乗じて得た金額を加えた金額)に当	から1を減じた数に10万円を乗じて得た金額を加えた金額)に当
該世帯に属する被保険者の数に29万円を乗じて得た金額を加算し	該世帯に属する被保険者の数に28万5,000円を乗じて得た金
た金額を超えない世帯に属する被保険者 当該年度分の保険料に係	額を加算した金額を超えない世帯に属する被保険者 当該年度分の

	新	Ш
	る被保険者均等割額に10分の5を乗じて得た額	保険料に係る被保険者均等割額に10分の5を乗じて得た額
$\overline{}$	(3) 当該年度の賦課期日において、前2号の規定による減額がされな	(3) 当該年度の賦課期日において、前2号の規定による減額がされな
	い被保険者、その属する世帯の世帯主及びその属する世帯の他の世	い被保険者、その属する世帯の世帯主及びその属する世帯の他の世
	帯員である被保険者につき算定した地方税法第314条の2第1項	帯員である被保険者につき算定した地方税法第314条の2第1項
	に規定する総所得金額及び山林所得金額並びに他の所得と区分して	に規定する総所得金額及び山林所得金額並びに他の所得と区分して
	計算される所得の金額の合計額の当該世帯における合算額が同条第	計算される所得の金額の合計額の当該世帯における合算額が同条第
	2項第1号に定める金額(被保険者等のうち給与所得者等の数が2	2項第1号に定める金額(被保険者等のうち給与所得者等の数が2
	以上の場合にあっては、同号に定める金額に当該給与所得者等の数	以上の場合にあっては、同号に定める金額に当該給与所得者等の数
	から1を減じた数に10万円を乗じて得た金額を加えた金額)に当	から1を減じた数に10万円を乗じて得た金額を加えた金額)に当
	該世帯に属する被保険者の数に53万5,000円を乗じて得た金	該世帯に属する被保険者の数に <u>52万円</u> を乗じて得た金額を加算し
	額を加算した金額を超えない世帯に属する被保険者 当該年度分の	た金額を超えない世帯に属する被保険者 当該年度分の保険料に係
	保険料に係る被保険者均等割額に10分の2を乗じて得た額	る被保険者均等割額に10分の2を乗じて得た額
c/1	2・3 (略)	2 · 3 (略)